



埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金 申 請 要 領

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

【申請受付期間】

令和7年5月27日（火）～ 令和7年8月27日（水）

※郵送申請は令和7年8月27日（水）（消印有効）まで

- 申請方法は、電子申請もしくは郵送申請となります。窓口での申請はできません。
- 締切りを過ぎて提出されたものは受け付けることはできません。

【問い合わせ先】

埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金コールセンター

0120-917-574（フリーダイヤル）

受付時間 午前9時から午後6時まで（土・日・祝日除く）

目 次

I	交付要件	
1	交付対象者	2
2	交付対象となる車両	2
II	交付額の算定方法	2
III	申請手続等	
1	申請受付期間	3
2	申請方法	3
3	申請書類	5
4	申請書の様式等の入手方法（郵送の場合）	6
5	申請書類の審査及び補正	6
6	交付の決定	6
7	その他	7
8	申請手続に関する問い合わせ先	7

I 交付要件

1 交付対象者

交付対象者は、次のア～エの全てに該当する県内貨物自動車運送事業者です。

チェック	交付要件
☐	ア 令和7年3月1日現在において、貨物自動車運送事業を営んでおり、交付申請日時点において、事業に必要な許可等を全て有したうえで事業を実施しており、今後も事業継続の意思がある。
☐	イ 埼玉県内に営業所を有する事業者である。
☐	ウ 本支援金を重複して申請していない。
☐	エ 埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でない。

2 交付対象となる車両

対象車両は、令和7年3月1日現在において、次の各号の要件をいずれも満たす道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車とします。

- (1) 道路運送車両法の規定に基づき適法に運行の用に供していること
- (2) 交付対象者が貨物自動車運送事業法に規定されている事業の許可を受けている又は届出を行っている営業所（埼玉県内に限る）において、事業の用に供していること
- (3) 交付対象者が所有又は自動車リース事業者とのリース契約若しくは自動車販売事業者との割賦契約等に基づき使用していること
- (4) 被けん引自動車（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第2項に規定する被けん引自動車をいう。）でないこと

II 交付額の算定方法

令和7年3月1日現在における、交付対象者が事業に使用する対象車両の数において算定します。その対象車両及び単価は以下のとおりです。

対象車両の種別	単価
小型・普通自動車（緑ナンバー）	20,000円／台
軽自動車（黒ナンバー） オートバイ（緑ナンバー）	7,000円／台

- ※1 令和7年3月1日現在で、貨物運送事業に使用している埼玉県内ナンバー（「大宮」「所沢」「熊谷」「春日部」「川越」「越谷」「川口」）の車両が対象です。
- ※2 道路運送車両法を基に区分しています。道路交通法上の大型、中型自動車は普通自動車になります。

Ⅲ 申請手続等

1 申請受付期間

令和7年5月27日（火）から令和7年8月27日（水）まで

2 申請方法

(1) 電子申請からの場合

電子申請システムは5月27日（火）午前9時から稼働します。

以下の専用サイトから申請してください。

<https://truckshienkin.pref.saitama.lg.jp>



※検索の場合

埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金

検索

上記ワードで検索し、専用サイトにお入りください。

なお、申請はメール認証により受け付けますが、1メールアドレスで複数の事業者の申請を行うことはできません。複数の事業者の申請を行う場合は、個別にアドレスを追加して申請をお願いします。

（例：行政書士の方が複数の事業者の申請を代理で行う場合など）

※ 令和7年8月27日（水）23時59分までに申請を完了してください。

【推奨ブラウザ】

WEB

Windows：Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefox

Mac：Safari、Google Chrome、Mozilla Firefox

スマートフォン

iOS：Safari、Google Chrome、iPadOS：Safari、Android：Google Chrome

※全てのブラウザで最新版のみ動作保証しています。

【注1】 県内に営業所が複数ある場合

運送事業の許可は、法人・個人単位で取得していることから、本社でまとめて申請してください。

【注2】 各項目の添付ファイルの容量

各項目に添付できるファイルの容量は10MBまでです。容量を超える場合には以下のコールセンターに御連絡ください。

埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金コールセンター

電話番号 0120-917-574（フリーダイヤル）

受付時間 午前9時から午後6時まで（土・日・祝日除く）

※令和7年8月27日（水）まで

(2) 郵送の場合

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」、「レターパックプラス」又は「特定記録郵便」等を用いて、下記宛て郵送してください。

(宛先) 〒330-0844

さいたま市 大宮区 下町1丁目5-1 木崎屋ビル7階

埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金事務局 行

※ 令和7年8月27日(水)の消印有効です

< 郵送申請での提出にあたって >

「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で投函される場合は、必ず「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。申請書類の到着に関する問い合わせにはお答えできませんので、郵便追跡サービスを御利用ください。

< 注意事項 >

申請書類の不足や記載漏れ等の不備があった場合、申請書類の一部のみを提出された場合は、審査を進めることができません。必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、再度、「レターパックライト」、「レターパックプラス」又は「特定記録郵便」等で指定した期日までに郵送してください。申請書類が全て確認できれば、審査を進めます。

なお、郵送にかかる費用は申請者の負担となります。

～埼玉県からのお願い～

今般の原材料価格、エネルギーコストの上昇を踏まえ、県では適切な価格転嫁の促進に取り組んでいます。トラック運送事業者の皆様には法令を遵守して持続的に事業を行うため、国が示した「標準的な運賃」や燃料サーチャージの活用について御検討ください。

また、荷主、元請の皆様には、コスト上昇を踏まえた適切な価格転嫁に御理解、御協力をお願いします。

「標準的な運賃について」(全日本トラック協会 HP)

https://jta.or.jp/member/kaisei_jigyoho/top.html

《参考》

埼玉県価格転嫁HP 『円滑な価格転嫁に向けた環境整備』

価格転嫁に関する情報が掲載されています。御活用ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kakakutenka-kiunjyousei.html>

3 申請書類

下表の申請書類を提出してください。また、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。事務局に提出された書類は返却しません。

なお、申請書類一式（申請内容がわかるもの及び申請の際に添付した書類等）及び収入及び支出等を明らかにした帳簿等を整備し、令和13年3月末まで保管してください。（交付要綱第11条）

	チェック	申請書類
1		埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金 申請書兼請求書 (様式第1号)
2		交付対象車両一覧（様式第2号）
3		暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）
4		一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る 国土交通大臣等の許可書又は貨物軽自動車運送事業に係る国土交 通大臣等への届出書若しくは変更等届出書の写し
5		【車検のある自動車】 ①電子車検証(ICチップ付きの車検証)の車両の場合 ・令和7年3月1日現在の使用者がわかる「自動車検査証記録 事項」の写し ②従来の自動車検査証の車両(電子車検証に切り替わっていない 車両)の場合 ・令和7年3月1日現在の使用者がわかる「自動車検査証」の 写し 【車検のない自動車（125cc超250cc以下のオートバイ）】 ・令和7年3月1日現在の使用者がわかる「軽自動車届出済 証」の写し ※対象車両すべてについて必要
6		個人事業主の場合は運転免許証の写し
7		本支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義 人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)

<注意事項>

申請書類は返却しませんので、必ず控えを取っておいてください。また、必要に応じて追加の書類の提出や申請内容の確認、説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、不交付決定をさせていただくことがあります。

4 申請書の様式等の入手方法（郵送の場合）

（１）専用サイトからダウンロード

以下の専用サイトから様式をダウンロードしてください。

<https://truckshienkin.pref.saitama.lg.jp>



※検索の場合

埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金

検索

上記ワードで検索し、専用サイトにお入りください。

（２）お近くの配布機関での受取り

- ・ 埼玉県庁商業・サービス産業支援課
（さいたま市浦和区高砂 3-15-1 本庁舎 5 階北側）
- ・ (一社) 埼玉県トラック協会(さいたま市内大宮区北袋町 1-299-3)
- ・ 埼玉県トラック協会東部従業員サービスセンター（春日部市下柳 41-1）
- ・ 同 西部従業員サービスセンター（川越市南大塚 1 丁目 22-17）
- ・ 埼玉県トラック総合教育センター（深谷市黒田 2091-1）
- ・ 大宮トラックステーション（さいたま市西区三橋 6-699-1）

※配布が終了している場合があります。

5 申請書類の審査及び補正

申請書類の受領後、事務局が交付要件に基づき内容を審査します。

（１）電子申請した場合

不備がある場合はメール又は電話でお知らせします。必要に応じて、専用サイトから申請内容の修正や添付書類の追加をお願いします。

（２）郵送により申請した場合

申請書類の内容について、事務局からメール又は電話で確認することがありますので、必ず日中連絡の取れる連絡先を申請書に記入してください。

申請書類に誤りや不足があった場合は、該当書類を訂正・追加の上、郵送してください。

なお、郵送料は、申請者の負担になります。

6 交付の決定

（１）交付の決定

申請が適正と認められ、本支援金を交付する旨を決定したときは、後日、交付に関する通知をメール又は郵送し、本支援金を指定口座に振り込みます。

（２）不交付の決定

申請が要件に該当しないなどの理由で、本支援金を交付しない旨を決定したときは、後日、不交付に関する通知を郵送します。

7 その他

(1) 状況報告及び是正措置

本支援金の交付に必要な場合は、事業所の検査又は報告を求めることがあります。また、検査又は報告の結果、本支援金の交付に疑義が生じた場合は、必要な是正措置を求めることがあります。

(2) 交付決定の取消し

交付決定後に虚偽の申請その他本支援金の交付が不適当であると認められる事実が判明した場合は、交付決定を取り消します。また、本支援金の振込後に交付決定を取り消した場合は、当該支援金を返還していただきます。返還に当たっては、当該支援金を交付した日から返還された日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を納付していただきます。また、期日までに返還しなかったときは、期日の翌日から返還までの日数に応じ、未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を納付していただきます。

8 申請手続きに関する問い合わせ先

埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金コールセンター

電話番号 0120-917-574 (フリーダイヤル)

受付時間 午前9時から午後6時まで(土・日・祝日除く)